

## 原子力災害対策指針改正にあたっての考え方の整理 (防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の充実)

令和4年3月30日  
原子力規制庁

### 1. 目的

原子力災害対策指針では、原子力災害時に防災業務に関わる者を「防災業務関係者」とし、緊急事態応急対策において、これに放射線防護対策を実施する旨を記載しているが、現状、その内容はごく限定的であり、また、実施の対象や主体が必ずしも明らかでない。

原子力災害対策の円滑な実施を確保するためには、住民等の防護措置の実施を支援する防災業務関係者に対しても適切な放射線防護対策を講じ、安全を確保することが不可欠であることから、防災基本計画との整合を考慮して<sup>1</sup>、関連する原子力災害対策指針の記載の充実を図ることとし、関係府省庁<sup>2</sup>及び関係地方公共団体からの意見を得つつ、検討を行った。

その上で、引き続き、調整を要する事項が一部あるものの、概ね以下のとおり考え方を整理したので、今後の原子力災害対策指針改正作業を進めるにあたり、原子力規制委員会に諮る。

### 2. 主な整理事項

#### ➤ 放射線防護対策の対象とする防災業務関係者の明確化

放射線防護対策の対象とする防災業務関係者を、被ばくの可能性のある環境下において緊急事態応急対策に従事する者とする。

#### ➤ 被ばく線量管理及び健康管理

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が、同者の被ばく線量の管理に責任を有し、必要に応じて健康管理に配慮するものとする。民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

#### ➤ 放射線防護に係る指標

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織等が、同者の放射線防護に係る指標を定めることを基本とする。同指標の設定に際しては、平時の放射線業務従事者や緊急作業に従事する者の線量限度を参考とするものとする。

#### ➤ 防護装備の整備要件等

国、地方公共団体及び原子力事業者を、被ばくの可能性のある環境下において緊急事態応急対策に従事する者の防護装備の整備主体とする。放射線防護対策の実施は、原子力災害対策本部からの指示に従って実施することを前提としつつ、緊急事態応急対策に従事する者の属する組織の判断に従うことを基本とする。

詳細は別紙参照。

<sup>1</sup> 原子力災害対策特別措置法では、原子力災害対策指針は、防災基本計画に適合して定めなければならないとしている

<sup>2</sup> 内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、防衛省

### **3. 今後の予定**

原子力規制委員会における議論を踏まえ、また、引き続き関係機関からの意見を得つつ、事務局にて原子力災害対策指針改正案を整理する。その上で、委員会において、指針改正案の適否、行政手続法に基づく意見公募の実施の可否について審議頂く。なお、防災基本計画についても、原子力災害対策指針改正の考え方と同様の内容を含む改正作業が行われている。

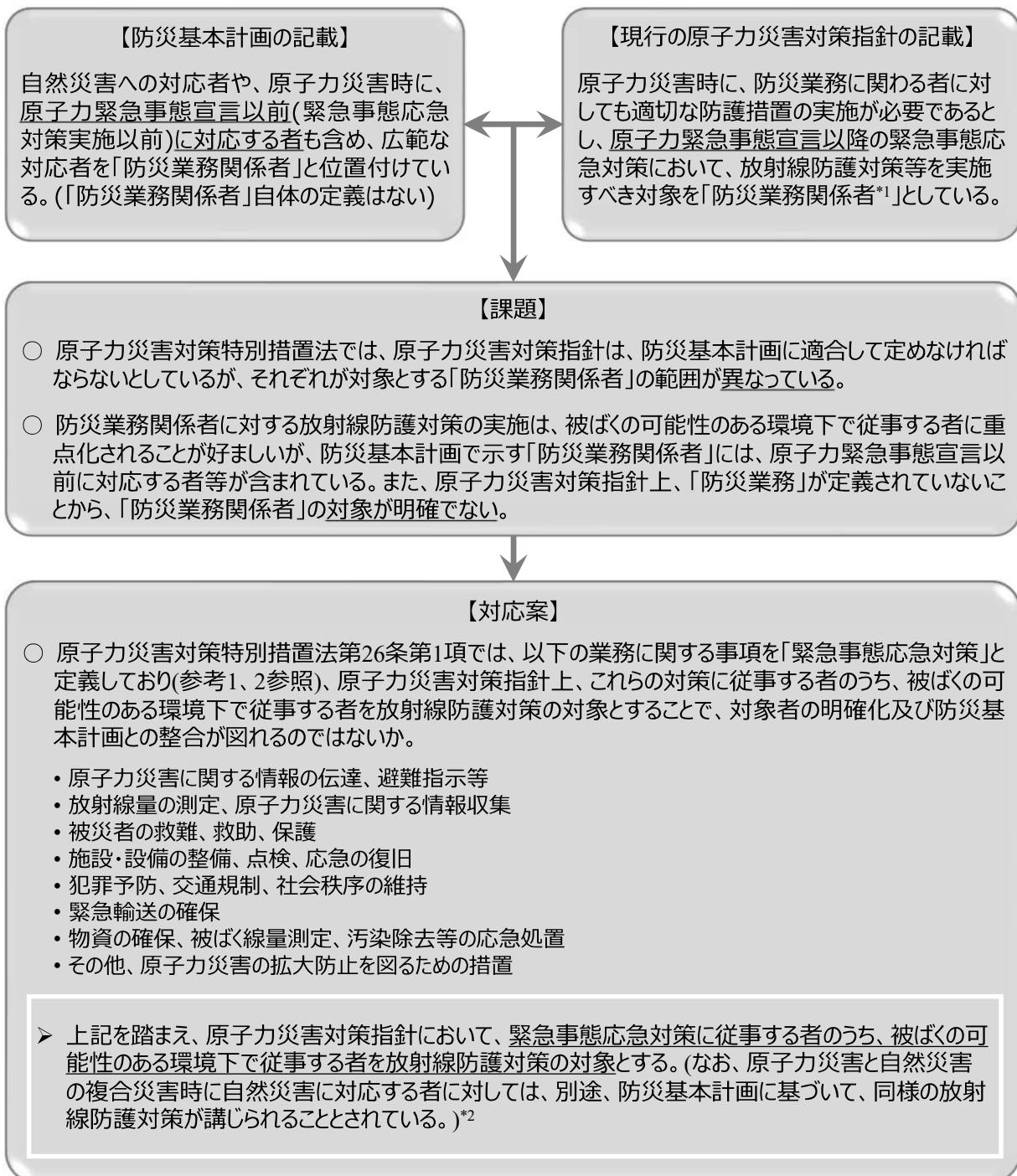
#### **<資料一覧>**

- |      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 別紙   | 主な整理事項の詳細                           |
| 参考 1 | 原子力災害対策特別措置法(抄)及び原子力災害対策災害対策指針(抄)   |
| 参考 2 | 緊急事態応急対策の実施事項と対応者                   |
| 参考 3 | 防災業務に関係する機関が定めた防災業務関係者の放射線防護に係る指標の例 |
| 参考 4 | 防災業務関係者の線量限度 (IAEA 安全基準)            |

注) 令和4年3月30日の第75回原子力規制委員会での議論を受け、参考3の資料名を「防災業務に関係する機関が定めた防災業務関係者の放射線防護に係る指標の例」に修正(修正箇所を朱書きで示す)

## 主な整理事項の詳細

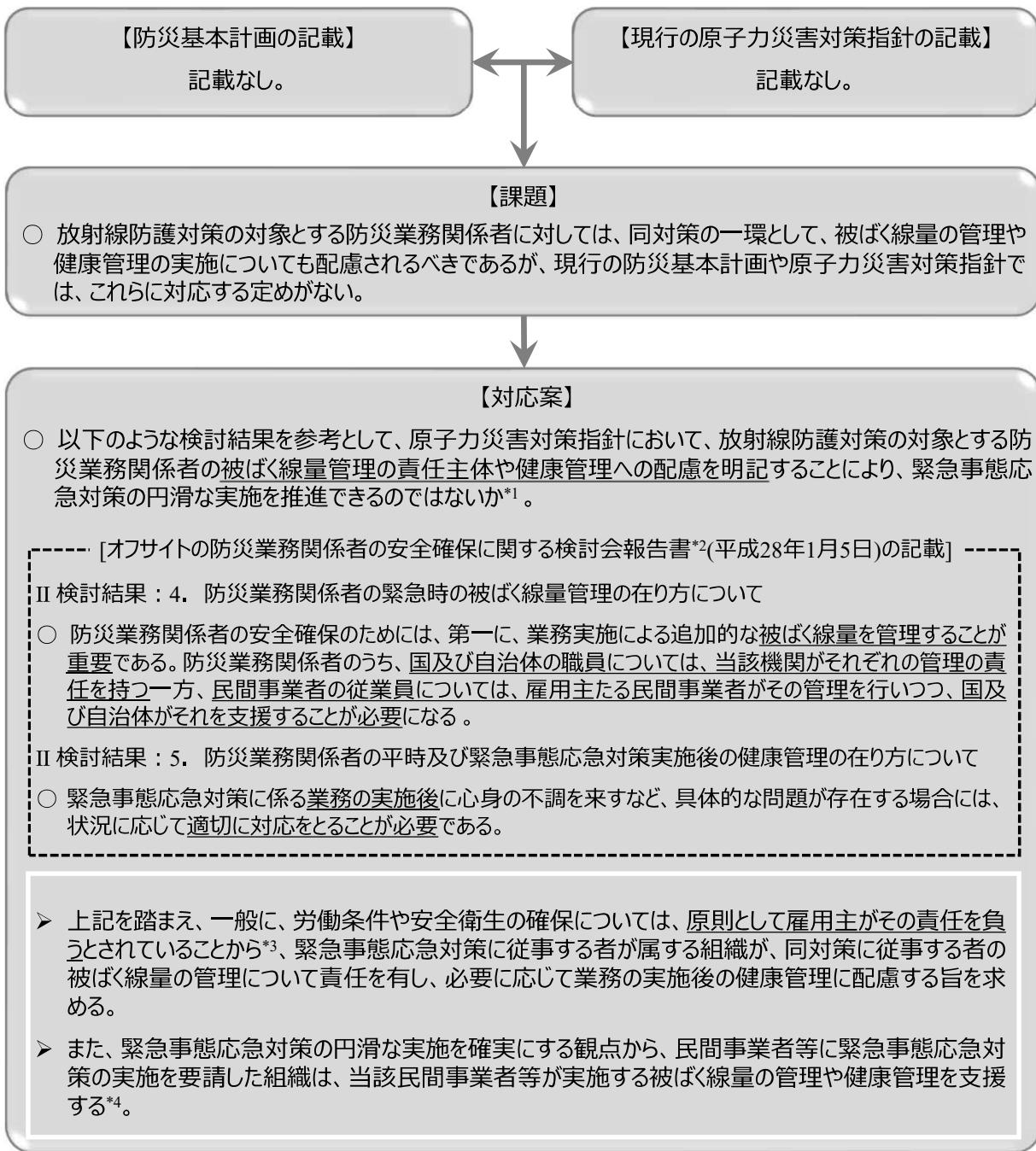
### 放射線防護対策の対象とする防災業務関係者の明確化



\*1：原子力災害対策指針では、「屋外で原子力災害の防災業務に関わる者」を「防災業務関係者」と定義しているが、「防災業務」が定義されていないため、対象者が明確でない。例えば、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)において、「防災業務」は、「特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務」と定義されており、同定義に従えば、住民の避難支援等は防災業務関係者の業務の対象とならない。

\*2：「緊急事態応急対策」は、原災法上、「原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策」と規定されていることから、自然災害と原子力災害の複合災害において、自然災害対応に当たる者は、原子力災害対策指針上の防災業務関係者に該当しない。一方、これらの者が被ばくの可能性がある環境下で業務に従事する場合には、防災基本計画において、原災本部が放射線防護に係る計画を立案し、緊急災害対策本部等に助言するとともに、同本部等から指示が出されることが規定されている。

## 被ばく線量管理及び健康管理



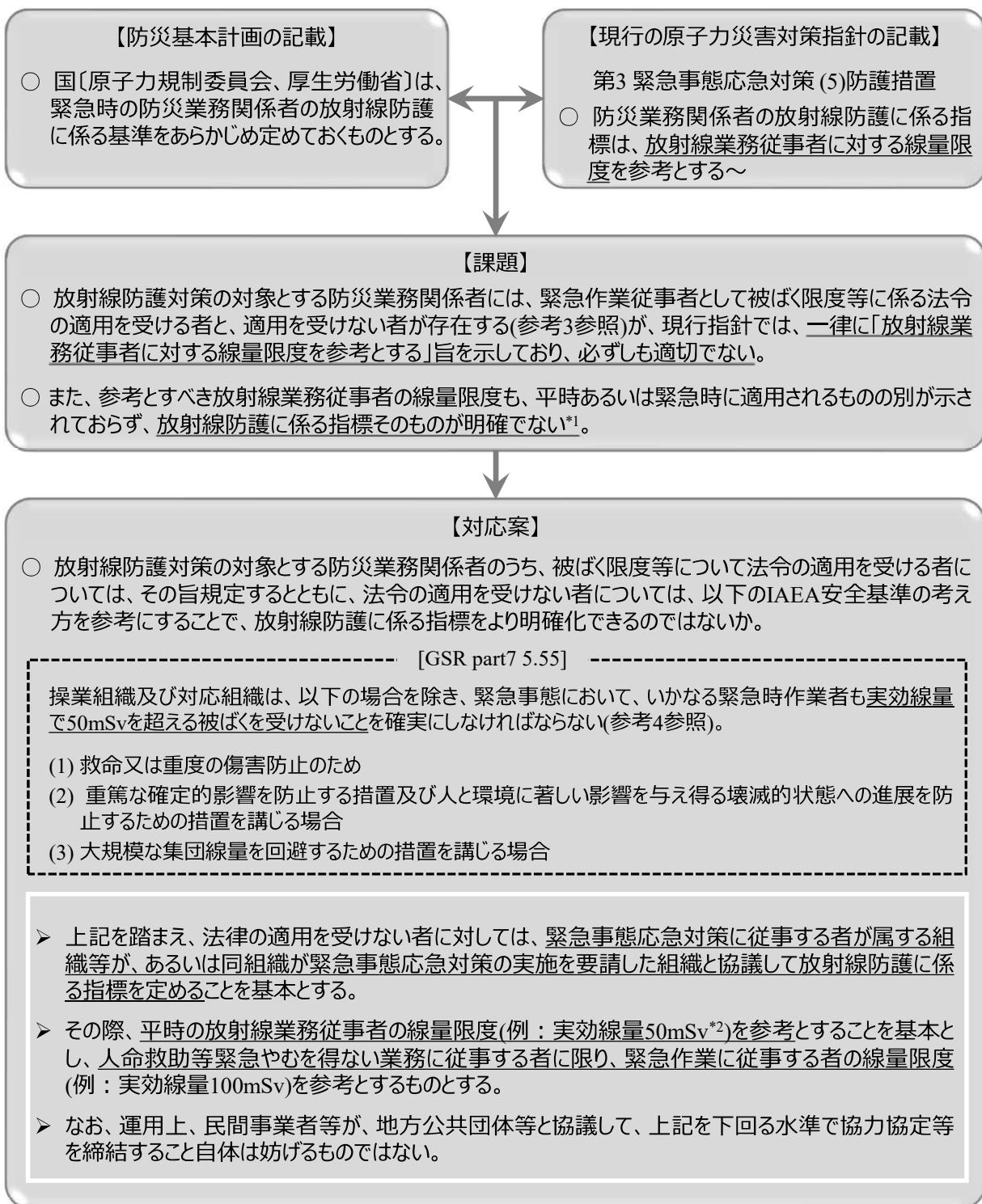
\*1：防災基本計画においても同様の改正がされることが前提。

\*2：オフサイトの防災業務関係者に対する緊急時の防護措置や被ばく線量管理、健康管理等について、専門的・技術的な観点から検討を行うことを目的として、内閣府政策統括官(原子力防災担当)決定によって設置された検討会の報告書。学識経験者、内閣府(原子力防災担当)、原子力規制庁を構成員とし、人事院、内閣府(生活支援チーム)、警察庁、総務省、消防庁、厚労省、経産省、国交省、環境省、防衛省、その他関係団体がオブザーバとして参画。なお、同検討会では既に内規等において、基準等を整備している自衛隊、警察、消防等の実動組織については検討の対象外としている。

\*3：派遣労働者にも労基法、安衛法、労契法等の労働基準関係法令は適用され、原則として派遣労働者と労働契約関係にある派遣元事業主がその責任を負うものとされていることに加え、緊急時には派遣契約の締結を前提としないと考えられることから、派遣される従事者の安全衛生等の確保についても、派遣元事業主の責任によるものと整理している。

\*4：「原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について(平成29年 内閣府(原子力防災担当))においても、民間事業者による被ばく管理(累積線量の帳簿への記録等)を求めるとともに、自治体が、作業者の累積線量が管理の目安を超えていないか確認を行うなど、民間事業者の被ばく管理を支援することを求めている。

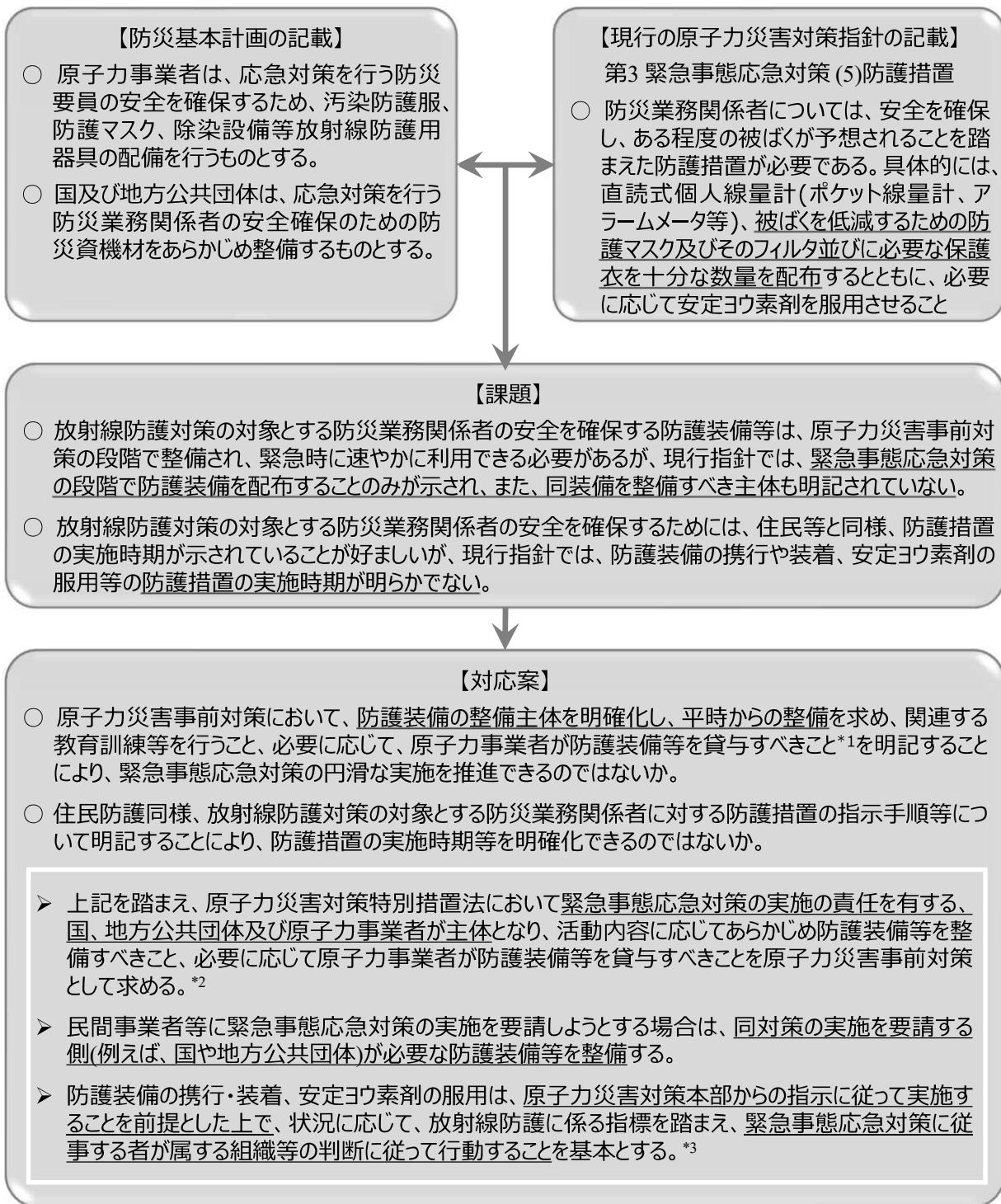
## 放射線防護に係る指標



\*1：「放射線業務従事者に対する線量限度」には、平時に放射線業務に従事する場合の線量限度(例えば、実効線量で50mSv/年)や、緊急作業に従事する場合の線量限度(特例緊急被ばく限度：250mSv、緊急被ばく限度100mSv)等があり、現行指針の記載がいずれを示すのか明確でないが、現行指針における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、50mSv以上の水準となっている。

\*2：法令上は、50mSv/年等とされているが、発生事故当たりの線量限度を想定している。

## 防護装備の整備要件等



\*1：原災法第26条第3項では、原子力事業者は、緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない旨が規定されている。

\*2：原災法上は、指定公共機関、指定地方公共機関も緊急事態応急対策の実施の責任を有する者となり得る。ただし、指定公共機関には、JAEAやQST等の法人以外にも民間事業者が含まれる場合があること、指定地方公共機関は、大半が地域の民間事業者である場合があることから、一律に防護装備の整備主体とする対象に含めていない。

\*3：原子力災害対策本部からの指示については、防災基本計画においても同様の改正がされることが前提。また、実動組織をはじめとして、状況に応じて独自の判断で行動することが求められる場合があることを考慮し、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織等の判断に従って行動することを基本としている。